

寝屋川市議会

政務活動費事務処理要領

平成 25 年 4 月作成
(平成 26 年 1 月一部改正)
(平成 28 年 4 月一部改正)

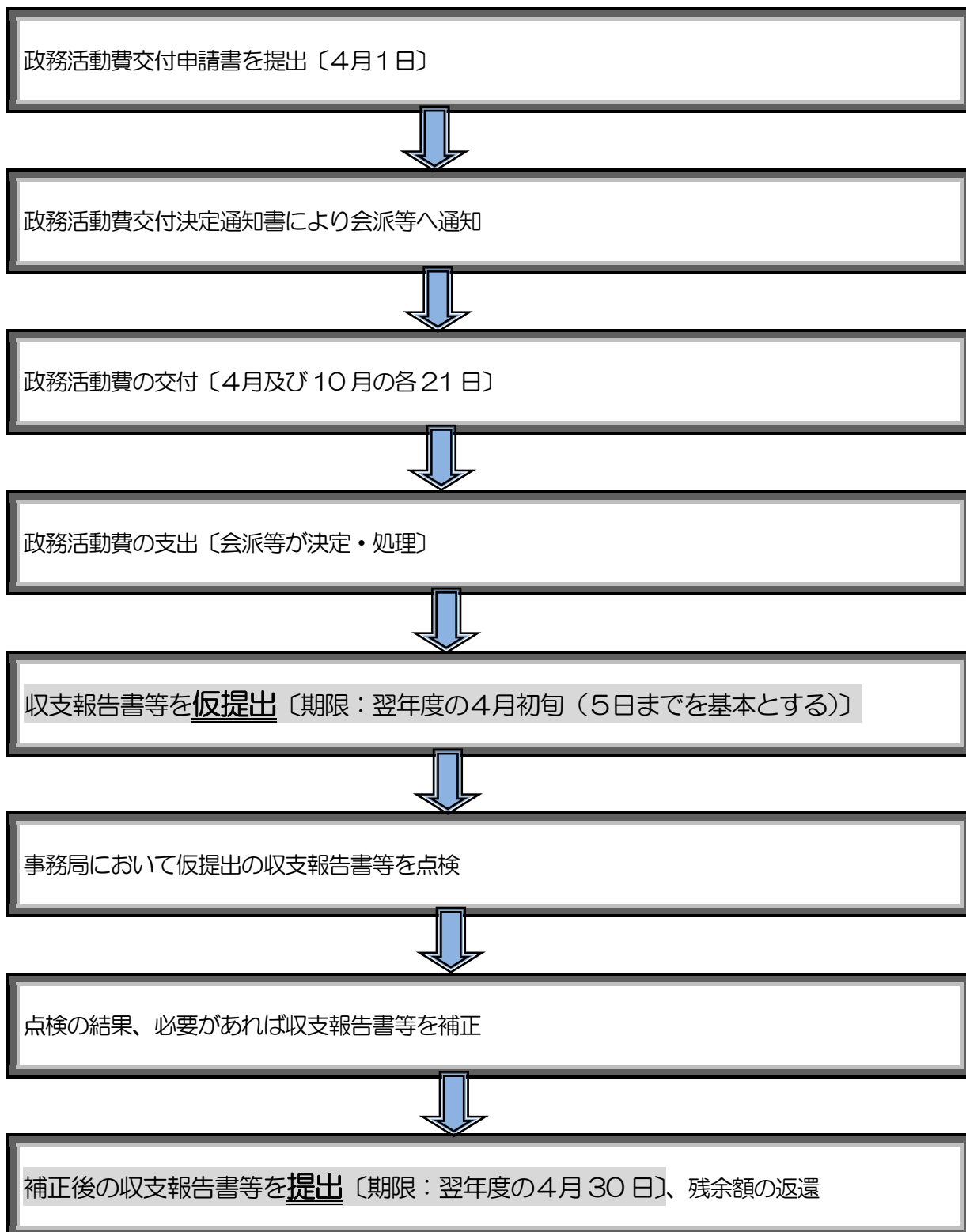
◇ ◆ ◇ 目 次 ◇ ◆ ◇

◆
◇
目
次
◇
◆
◇

1 事 務 の 流 れ	・ ・ ・ ・ ・	P 1
2 会 計 年 度 及 び 改 選 期 の 取 扱 い	・ ・ ・ ・ ・	P 2
3 領 収 書 等 の 点 検 ・ 整 備	・ ・ ・ ・ ・	P 3
4 収 支 報 告 書 作 成 の 留 意 点	・ ・ ・ ・ ・	P 4
様 式 集	・ ・ ・ ・ ・	P 5
記 載 例	・ ・ ・ ・ ・	P17
関 係 法 令 等	・ ・ ・ ・ ・	P33

1 事務の流れ

毎年度の事務の流れは、以下のとおりとなる。



2 会計年度及び改選期の取扱い

1 会計年度について

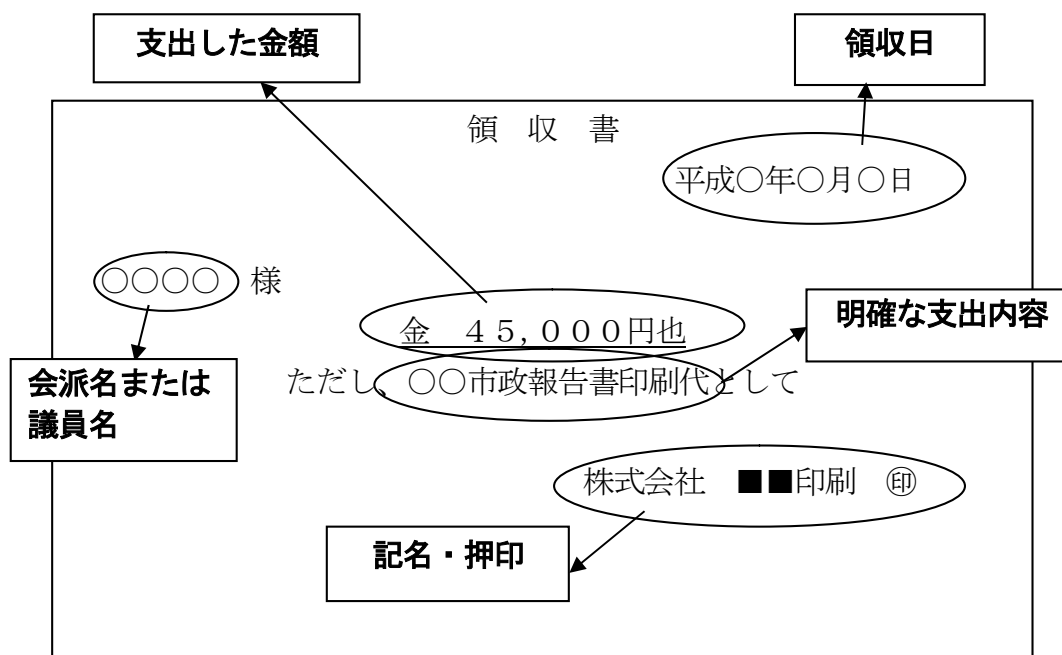
発注、納品及び契約締結等の日（以下「事由発生日」という。）に関わらず、代金の支払日（クレジットカード払いで領収書が発行されない場合は、クレジットカード会社への支払日）を政務活動費の支出の日とする。但し、支出の性質上の理由等これにより難い特別の事情があると議長が認める場合は、この限りではない。

2 改選期の取扱い

- 事由発生日が議員の任期外であるものは、支出を不可とする。
- 次期選挙に立候補せずに引退する場合に限り、改選前と改選後の任期をまたぐ経費（年間購読料等）については、月割り計算により計上する。

3 領収書等の点検・整備

1 領収書には、次の全ての事項が記載されている必要がある。



2 領収書等の書類は原本を添付すること。ただし、用紙が感熱紙である場合には、その写しも添付すること。

3 領収書に代えて、以下の書類の添付によることを可とする。

- ① 日付、発行者、品名、金額の記載があり、レジスター等により印字されたもの（レシート等）の添付によること。
- ② 複数の議員で行う活動（視察等）に対し、個別に領収書が発行されないときは、代表者以外は同じ領収書の写しの添付によること。
- ③ クレジットカード払いで領収書が発行されない場合は、購入等先が発行する明細書類（日付・発行者・品名・金額の記載がある納品書等）と、クレジットカード会社が発行する明細書類（クレジットカード会社への支払日が記載されたカード利用明細書等）の添付によること。
- ④ 口座振替払いで領収書が発行されない場合は、口座振替通知書または預金通帳の該当箇所の写しと、請求書等（品名・金額の記載があるもの）の添付によること。
- ⑤ 金融機関からの振込により支払いし、振込金受取書（ＡＴＭ利用明細書等）が領収書に代えられる場合は、振込金受取書と、納品書（購入先、品名、金額が記載されているもの）等の添付によること。

4 収支報告書作成の留意点

1 支払明細書について

- ① 支払明細書は、項目（研究研修、調査、資料...）ごとに作成し、原則として日付順に記載する。
- ② 按分計算は、領収書ごとに行い、小数点以下は切捨てとし、備考欄に計算内容を記載する。
- ③ 支払明細書の番号欄に、項目ごとに1から始まる一連番号を記載する。（削除による欠番可）
- ④ 項目ごとの最終ページの最終行には、申請額の合計額を記載する。

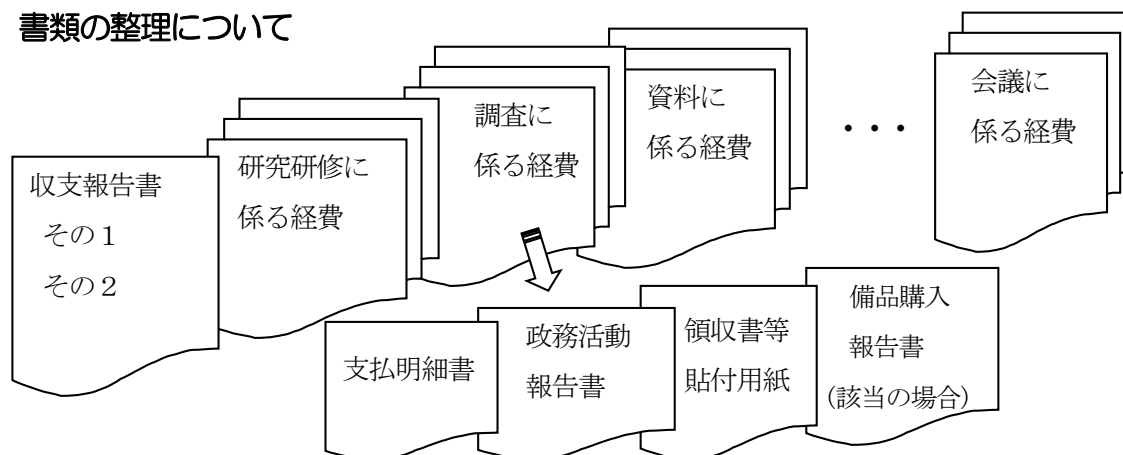
2 領収書等について

- ① 領収書等貼付用紙（様式(6)）に領収書等を貼付する。
- ② 他の領収書等と重ならないように貼付する。
- ③ 領収書等貼付用紙の番号欄には、どの支出に係る領収書等かが分かるように、支払明細書の番号欄に記載した一連番号をそれぞれ記載する。（削除による欠番可）
- ④ 領収書等の品目の一部が対象外となる（を計上しない）場合は、領収書等貼付用紙の余白部分に補足説明を記載するなど、その旨が分かるようにする。

3 その他

- ① 綴じしろとして、各書類の左端を2 cm程度空けておく。
- ② 視察等において、交通費と宿泊費がパックとなった商品を利用した場合、領収書の他に宿泊代の相当額がわかる資料（パンフレットやホームページの印刷物等）を添付する。
- ③ 光熱水費等の毎月支払いのものは、日付順ではなく同じ種類ごとに並べて記載することも可とするが、支払日ごとに支払明細書に記載し按分計算を行う。
- ④ クレジットカード払いでクレジットカード会社の割引があるものについては、割引後の金額で支出するものとし、クレジットカード会社が発行する明細書類を添付する。

4 書類の整理について



様式集

政務活動費収支報告（その１）

《 会 派 用 》

平成 年 月 日

寝屋川市議会議長 様

会 派 名

経理責任者名

⑩

平成 年度 政務活動費収支報告について

寝屋川市議会政務活動費の交付に関する条例第 8 条第 項の
規定により、別紙のとおり平成 年度政務活動費収支報告書を
提出します。

政務活動費収支報告（その２）

《 会 派 用 》

平成 年 月 日

平成 年度 政務活動費収支報告書

会 派 名 _____

1 収 入 額

政務活動費交付額 _____ 円

2 支 出 額

項 目	支 出 額	備 考
研究研修に係る経費	円	
調 査 に 係 る 経 費	円	
資 料 に 係 る 経 費	円	
広報・広聴に係る経費	円	
人件費等に係る経費	円	
事務所に係る経費	円	
要請・陳情活動に係る経費	円	
会 議 に 係 る 経 費	円	
合 計	円	

3 残 額

政務活動費残額 _____ 円

（注）備考欄には、主たる支出額の内訳を記載すること。

政務活動費収支報告（その１）

《 会派個別交付議員用 》

平成 年 月 日

寝屋川市議会議長 様

会 派 名 _____

議 員 名 _____ ⑩

平成 年度 政務活動費収支報告について

寝屋川市議会政務活動費の交付に関する条例第８条第 項の
規定により、別紙のとおり平成 年度政務活動費収支報告書を
提出します。

政務活動費収支報告（その２）

《 会派個別交付議員用 》

平成 年 月 日

平成 年度 政務活動費収支報告書

会 派 名 _____

議 員 名 _____

1 収 入 額

政務活動費交付額 _____ 円

2 支 出 額

項 目	支 出 額	備 考
研究研修に係る経費	円	
調 査 に 係 る 経 費	円	
資 料 に 係 る 経 費	円	
広報・広聴に係る経費	円	
人件費等に係る経費	円	
事務所に係る経費	円	
要請・陳情活動に係る経費	円	
会 議 に 係 る 経 費	円	
合 計	円	

3 残 額

政務活動費残額 _____ 円

（注）備考欄には、主たる支出額の内訳を記載すること。

政務活動費収支報告（その１）

《 無会派議員用 》

平成 年 月 日

寝屋川市議会議長 様

市 議 会 議 員

議 員 名 _____ ⑩

平成 年度 政務活動費収支報告について

寝屋川市議会政務活動費の交付に関する条例第８条第 項の
規定により、別紙のとおり平成 年度政務活動費収支報告書を
提出します。

政務活動費収支報告（その2）

《 無会派議員用 》

平成 年 月 日

平成 年度 政務活動費収支報告書

市 議 会 議 員

議 員 名 _____

1 収 入 額

政務活動費交付額 _____ 円

2 支 出 額

項 目	支 出 額	備 考
研究研修に係る経費	円	
調 査 に 係 る 経 費	円	
資 料 に 係 る 経 費	円	
広報・広聴に係る経費	円	
人件費等に係る経費	円	
事務所に係る経費	円	
要請・陳情活動に係る経費	円	
会 議 に 係 る 経 費	円	
合 計	円	

3 残 額

政務活動費残額 _____ 円

(注) 備考欄には、主たる支出額の内訳を記載すること。

平成__年度 _____に係る経費 支払明細書

月 日	申請額(円)	支払者	支払先	使途及び目的・内容・成果	備考	番号
合計						

政 務 活 動 報 告 書

議 員 名			
期 間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日		
場 所 (会場名等)	所在地		会場等名
相 手 方 (研修会等名)			
目的・内容			
成 果			
経 費	費 目	金 額	摘 要
	交通費		※利用交通機関、経路、経路ごとの金額を記入
	宿泊費		※宿泊先を記入
	参加費		
	手土産代等		
	文書通信費		
	その他		
	合計		

※各費目内で複数の支出内容がある場合は、摘要欄に内訳を記載する

※日程表または開催案内(日時、目的、場所、相手方または講師等内容の分かるもの)等を添付する

平成__年度 政務活動費による備品購入報告書

会派等名 _____

購入日	申請額(円)	支払者	支払先	内容	設置場所	耐用年数	備考

※購入額が3万円(税込み)以上の備品について作成する

《参 考》

備 品	耐用年数	備 品	耐用年数
応接セット	5年	事務机・事務いす・キャビネット等金属性のもの	15年
冷房用・暖房用機器	6年	テレビ・ラジオ・ICレコーダー等映像・音響機器	5年
複写機器・印刷機器	5年	パソコン	4年
電話機	6年	ファクシミリ	5年
カメラ	5年	看板	3年

領収書等貼付用紙

様式(6)

に係る経費

貼 付 欄	番号

※1ページに複数枚の領収書等の貼付け可(ただし、重ならないように貼り付ける)

※「番号」欄には、どの支出に係る領収書等かが分かるように、支払明細書に記載した一連番号と同じ番号を記載する



記載例

平成 〇〇 年度 研究研修に係る経費 支払明細書 <記載例>

月 日	申請額(円)	支払者	支払先	使途及び目的・内容・成果	備考	番号
11 1 2	46,520	議会太郎		別紙報告書のとおり		1
2 12	85,000	議会太郎	〇〇総合研究所	△△の概況及び動向についての調査・ 分析業務委託		2
合計	131,520					

政 務 活 動 報 告 書

①

議員名	議 会 太 郎			支払明細書の番号を記載してください
期 間	平成〇〇月 11月 1日 ~ 平成〇〇月 11月 2日			
場 所 (会場名等)	所在地	東京都	会場等名	〇〇〇協会 講堂
相 手 方 (研修会等名)	社団法人 〇〇〇協会主催講座 「地方議員のための政策立案と条例制定」			
目的・内容	【目的】 「地方議員のための政策立案と条例制定」の講座を受講し、今後の議会活動に活かす。 【内容】 (1)議員の仕事とは (2)政策過程 (3)法のあらまし (4)現在の動向、今後の動向			
成 果	別紙を参照			
経 費	費 目	金 額	摘 要	
	交通費	28,120円	※利用交通機関、経路、経路ごとの金額を記入 京阪電車 寝屋川市⇄京橋 270円×2=540円 -領収書なし JR 京橋⇄新大阪⇄東京 13,620円×2=27,240円 -＜△△旅行＞ 東京メトロ 東京⇄新橋 170円×2=340円 -領収書なし	
	宿泊費	8,400円	※宿泊先を記入 東京ビジネスホテル-＜△△旅行＞	
	参加費	10,000円	受講料 -＜〇〇〇協会＞	
	手土産代等			
	文書通信費			
	その他			
	合計	46,520円		

※各費目内で複数の支出内容がある場合は、摘要欄に内訳を記載する

※日程表または開催案内(日時、目的、場所、相手方または講師等内容の分かるもの)等を添付する

(別紙)

社団法人 ○○○協会主催講座 「地方議員のための政策立案と条例制定」を受講
講師 ○○○○氏

講師の弁護士○○○○氏は、衆議院立法局に勤務の経験があり、現在は行政側の弁護士としても活躍されており、△△大学でも講師を務められている。

立法側の豊富な経験と、法を解釈し運用する行政のありようについて、地方分権の流れとからめて、タイムリーでわかりやすいたくさんのお話を聞くことができた。

地方議員は立法者であり、地域や私的な相談事や意見調整、行政への口利きで議員の地位を維持することは、これからは困難である。議員による政策立案、政策条例の制定など、更なる資質向上が必要とのお話には非常に説得力があり、ぜひ自らもそうあるために研鑽を重ねようと志を新たにしたところである。

地方議員にとっての政策立案テーマとして、近年のさまざまな自治体独自の条例を具体的に挙げながらパターン分類して説明していただいた。その中の「住民投票条例」については、合併の是非をめぐる住民投票が全国で多発したことも触れられた。

政策から条例にするまでの手順の中で、特に念を押されたのは「議員はテーマを定め、しっかりとした骨格を作るのが仕事であり、条例案・文言の作成は専門の事務方の仕事である」ということ。また、「条例を作る過程で他の自治体を見すぎると、他の継ぎ合わせになってしまい独自性がなくなる傾向がある」というところもしっかり刻んでおきたい。

今後の動向としては、地方独自施策の条例化、自治基本条例や住民参加条例の増加、行政手続きの公正の確保と透明性の向上に関する条例、人権に関するものなどが具体例として列挙された。

参加人数が40～50名ほどであったが、途中、自己紹介と自分の自治体の動向や皆さんの自治体ではどうでしょうか、といった質疑応答があり、事前に用意された資料とは違う生の声でサンプルケースを垣間見ることができた。

他の自治体議員と話す時間もあり、大変有意義で密度の濃い時間を過ごすことができた2日間であった。

平成 〇〇 年度 調 査 に係る経費 支払明細書 <記載例>

月 日	申請額(円)	支払者	支払先	使途及び目的・内容・成果	備考	番号
4 18	343	議会太郎	新出光給油所	ガソリン代(自家用車)	3,088円 (按分1/9)	1
8 1	1,333	議会太郎	〇〇不動産	駐車場代(自宅事務所用) 8月分	12,000円 (按分1/9)	2
11 10	2,720	議会太郎	別紙報告書のとおり			3
2 16	333	議会太郎	京阪電鉄	スルッとKANSAI	3,000円 (按分1/9)	4
合計	4,729					

政 務 活 動 報 告 書

③

支払明細書の番号を
記載してください

議員名	議 会 太 郎		
期 間	平成〇〇年 1 1 月 1 0 日		
場 所 (会場名等)	所在地	大阪府 箕面市	会場等名 箕面市立△△学園
相 手 方 (研修会等名)	箕面市立△△学園		
目的・内容	【目的】 小中一貫教育を行っている△△学園を視察し、今後の議会活動に生かす。 【内容】 (1) 導入までの経緯 (2) 現状、生徒の様子 (3) 費用 (4) 効果		
成 果	12月定例会において、本市の小中一貫教育の取組の今後の展開や、導入に向けた課題等について一般質問を行った。		
経 費	費 目	金 額	摘 要
	交通費	1,520円	※利用交通機関、経路、経路ごとの金額を記入 京阪電車 寝屋川市⇄淀屋橋 310円×2=620円 －領収書なし 大阪市営地下鉄 淀屋橋⇄梅田 180円×2=360円 －領収書なし 阪急電車 梅田⇄牧落 270円×2=540円 －領収書なし
	宿泊費		※宿泊先を記入
	参加費		
	手土産代等	1,200円	手土産 －＜〇〇菓子店＞
	文書通信費		
	その他		
	合計	2,720円	

※各費目内で複数の支出内容がある場合は、摘要欄に内訳を記載する

※日程表または開催案内(日時、目的、場所、相手方または講師等内容の分かるもの)等を添付する

平成 〇〇 年度 資料 に係る経費 支払明細書 <記載例>

月 日	申請額(円)	支払者	支払先	使途及び目的・内容・成果	備考	番号
4 2	9,600	議会太郎	(株)ぎょうせい	月刊「ガバナンス」 平成〇〇年4月～平成〇〇3月		1
4 30	448	議会太郎	朝日新聞 本町店	朝日新聞(自宅事務所用) 4月分	4,037円 (按分1/9) 1紙目	2
4 30	4,037	議会太郎	読売新聞 本町店	読売新聞(自宅事務所用) 4月分	2紙目	3
5 6	120	議会太郎	コンビニエンス ストア〇〇	コピー代		4
2 10	4,664	議会太郎	××書店	「地方議員」 740円 「これで納得社会保障制度」 1,624円 「地域医療再生の道」 2,300円		5
合計	18,869					

平成〇〇年度 広報・広聴 に係る経費 支払明細書 <記載例>

月 日	申請額(円)	支払者	支払先	使途及び目的・内容・成果	備考	番号
5 15	2,000	議会太郎	××公民館	5月15日開催 市政報告会 ××公民館使用料		1
5 15	1,680	議会太郎	△△商店	5月15日開催 市政報告会 お茶代		2
7 20	30,000	議会太郎	寝屋川印刷	市政報告書の印刷費 30円×1,000枚=30,000円		3
7 23	41,000	議会太郎	郵便事業(株)	市政報告書を郵送するための切手代 82円×500枚=41,000円		4
7 30	300	議会太郎	タイムズ香里園 駅前	駐車場代 (香里園駅前での市政報告演説のため)		5
9 14	400	議会太郎	タイムズ〇〇町	駐車場代(市民相談のため) 9月14日午後 〇〇町在住の市民宅 市道△△線についての相談		6
11 8	15,000	議会太郎	寝屋川市シル バー人材セン ター	市政報告書配布作業委託料 30円×500枚=15,000円		7
合計	90,380					

平成 〇〇 年度 人件費等に係る経費 支払明細書 <記載例>

月 日	申請額(円)	支払者	支払先	使途及び目的・内容・成果	備考	番号
4 30	4,000	議会太郎	寝屋川花子	事務補助アルバイト4月分 自宅事務所 800円×3時間×5日 =12,000円	12,000円 (按分1/3)	1
合計	4,000					

平成 〇〇 年度 事務所に係る経費 支払明細書 <記載例>

月 日	申請額(円)	支払者	支払先	使途及び目的・内容・成果	備考	番号
4 29	631	議会太郎	NTT西日本	電話代(自宅事務所用) 4月分	5,684円 (按分1/9)	1
4 30	887	議会太郎	NTTドコモ	携帯電話 4月分	7,985円 (按分1/9)	2
5 10	755	議会太郎	富士ゼロックス	コピー代(自宅事務所用) 4月分	6,800円 (按分1/9)	3
5 10	3,966	議会太郎	富士ゼロックス	コピー リース代(自宅事務所用) 4月分	35,700円 (按分1/9)	4
8 3	70,000	議会太郎	joshin 寝屋川店	パソコン(会派控室用)		5
10 3	108	議会太郎	コーナン 寝屋川店	コピー用紙(自宅事務所用)	980円 (按分1/9)	6
合計	76,347					

[illegible]

《参 考》

備 品	耐用年数	備 品	耐用年数
応接セット	5年	事務机・事務いす・キャビネット等金属性のもの	15年
冷房用・暖房用機器	6年	テレビ・ラジオ・ICレコーダー等映像・音響機器	5年
複写機器・印刷機器	5年	パソコン	4年
電話機	6年	ファクシミリ	5年
カメラ	5年	看板	3年

平成〇〇年度 要請・陳情活動に係る経費 支払明細書＜記載例＞

月 日	申請額(円)	支払者	支払先	使途及び目的・内容・成果	備考	番号
7 20	29,620	議会太郎		別紙報告書のとおり		1
合計	29,620					

支払明細書の番号を
記載してください

※各費目内で複数の支出内容がある場合は、摘要欄に内訳を記載する
※日程表または開催案内(日時、目的、場所、相手方または講師等内容の分かるもの)等を添付する

平成 〇〇 年度 会 議 に係る経費 支払明細書

<記載例>

月 日	申請額(円)	支払者	支払先	使途及び目的・内容・成果	備考	番号
6 20	3,500	議会太郎	××自治会	6月20日開催 〇〇検討会議 会議室使用料		1
6 20	1,050	議会太郎	△△商店	6月20日開催 〇〇検討会議 お茶代		2
合計	4,550					

領収書等貼付用紙

会議に係る経費

貼付欄	番号
領 収 書 平成〇〇年 6 月 20 日 議会 太郎 様 金 3,500円也 但し、自治会館会議室使用料（6月20日分）として ××自治会長 ○○○○ 印	1
領 収 書 平成〇〇年 6 月 20 日 議会 太郎 様 金 1,050円也 但し、ペットボトルお茶代として △△商店 代表 ○○ ○○ 印	2

※1ページに複数枚の領収書等の貼付け可(ただし、重ならないように貼り付ける)

※「番号」欄には、どの支出に係る領収書等かが分かるように、支払明細書に記載した一連番号と同じ番号を記載する



關係法令等

○地方自治法（抄）

（昭和22年4月17日）

（法律第67号）

第100条 （略）

2～13（略）

14 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。

15 前項の政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。

16 議長は、第14項の政務活動費については、その使途の透明性の確保に努めるものとする。

17～20（略）

○寝屋川市議会政務活動費の交付に関する条例

平成13年 3 月 30 日

条例第15号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第100条第14項から第16項の規定に基づき、寝屋川市議会議員(以下「議員」という。)の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、政務活動費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(交付対象)

第2条 政務活動費は、寝屋川市議会における会派(所属議員が2人以上の場合をいう。以下「会派」という。)又は会派に属するものの議員個人として政務活動費の交付を受ける議員(以下「会派個別交付議員」という。)若しくは会派に属さない議員(以下「無会派議員」という。)に対して交付する。ただし、会派個別交付議員に対する政務活動費は、会派に属する議員全員が会派個別交付議員であるときに限り、これを交付する。

(交付の方法)

第3条 政務活動費は、年度の上半期及び下半期に分けて交付するものとし、各半期の最初の月に、当該半期に属する月数分を交付する。ただし、各半期の途中において議員の任期が満了する場合は、任期満了日の属する月までの月数分を交付する。

2 政務活動費は、交付する月の21日(以下「交付日」という。)に交付する。ただし、その日が寝屋川市の休日に関する条例(平成2年寝屋川市条例第16号)第1条第1項第1号に掲げる休日に当たる場合は、同条例に規定する寝屋川市の休日の翌日とする。

(会派に対する政務活動費)

第4条 会派に対する政務活動費は、各月1日(以下「基準日」という。ただし、当該月が改選時期である場合には、議員の任期が始まる10日後を基準日とする。)における当該会派の所属議員(会派個別交付議員を除く。以下同じ。)の数に、月額45,000円を乗じて得た額を交付する。

2 各半期の途中において新たに結成された会派に対しては、結成された日の属する月の翌月分(その日が基準日に当たる場合は、当月分)から政務活動費を交付する。

3 基準日において、所属議員の辞職、失職、除名若しくは死亡又は会派からの脱会があった場合は当該議員は第1項の所属議員に含まないものとし、議会の解散があった場合は当月分の政務活動費は交付しない。

4 政務活動費の交付を受けた会派に各半期の途中において所属議員の数に異動が生じた場合には、当該会派は、異動が生じた日の属する月の翌月(その日が基準日に当たる場合

は、当月)の末日までに、既に交付した政務活動費の額が異動後の所属議員の数に基づいて算定した政務活動費の額を下回るときは当該下回る額を追加して交付を受けることができ、既に交付した額が異動後の所属議員の数に基づいて算定した額を上回る場合は当該上回る額を返還しなければならない。

- 5 政務活動費の交付を受けた会派が、各半期の途中において解散した場合には、当該会派は、解散した日の属する月の翌月分(その日が基準日に当たる場合は、当月分)以後の月分の政務活動費を返還しなければならない。

(会派個別交付議員又は無会派議員に対する政務活動費)

第5条 会派個別交付議員又は無会派議員に対する政務活動費は、基準日に在職する会派個別交付議員又は無会派議員に対して、月額45,000円を交付する。

- 2 各半期の途中において新たに会派個別交付議員又は無会派議員となった者に対しては、会派個別交付議員又は無会派議員となった日の属する月の翌月分(その日が基準日に当たる場合は、当月分)から政務活動費を交付する。

- 3 基準日において会派個別交付議員又は無会派議員の辞職、失職、除名若しくは死亡若しくは議会の解散により議員でなくなったとき又は会派個別交付議員でなくなったとき若しくは新たに会派に属することとなったときは、当月分の政務活動費は交付しない。

- 4 政務活動費の交付を受けた会派個別交付議員又は無会派議員が、各半期の途中において議員でなくなったとき又は会派個別交付議員でなくなったとき若しくは新たに会派に属することとなったときは、当該会派個別交付議員又は無会派議員は、議員でなくなった日又は会派個別交付議員でなくなった日若しくは新たに会派に属することとなった日の属する月の翌月分(その日が基準日に当たる場合は、当月分)以後の政務活動費を返還しなければならない。

(政務活動費を充てることができる経費の範囲)

第6条 政務活動費は、会派又は会派個別交付議員若しくは無会派議員が行う研究、研修、調査、広報、広聴、市民相談、要請、陳情、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他市民福祉の増進を図るために必要な活動(次項において「政務活動」という。)に要する経費に対して交付する。

- 2 政務活動費は、別表で定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。

(経理責任者)

第7条 会派(会派個別交付議員が存する会派を除く。)は、政務活動費に関する経理責任者を置かなければならない。

(収支報告書等の提出)

第8条 政務活動費の交付を受けた会派の経理責任者又は会派個別交付議員若しくは無会派議員は、政務活動費に係る収入及び支出の報告書(以下「収支報告書」という。)に、当該支出に係る領収書又は当該支出の事実を証する書類その他議長が必要と認める書類、帳簿等(以下「領収書等」という。)を添付し、議長に提出しなければならない。

2 収支報告書及び領収書等は、前年度の交付に係る政務活動費について、毎年度4月30日までに提出しなければならない。

3 次の各号のいずれかに該当する場合には、前項の規定にかかわらず、当該会派の経理責任者であった者又は会派個別交付議員若しくは無会派議員であった者は、会派の解散の日又は会派個別交付議員若しくは無会派議員でなくなった日から30日以内に収支報告書及び領収書等を議長に提出しなければならない。ただし、当該会派個別交付議員又は無会派議員が死亡した場合にあっては、議長が適当と認める者に対し、収支報告書及び領収書等の提出を求めるものとする。

(1) 政務活動費の交付を受けた会派が、解散したとき。

(2) 政務活動費の交付を受けた会派個別交付議員又は無会派議員が、議員でなくなったとき。

(3) 会派個別交付議員でなくなったとき。

(4) 無会派議員が、新たに会派に属することとなったとき。

(政務活動費の返還)

第9条 市長は、政務活動費の交付を受けた会派又は会派個別交付議員若しくは無会派議員がその年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該会派又は会派個別交付議員若しくは無会派議員がその年度において第6条に定める経費の範囲に基づいて支出した総額を控除して残余がある場合には、当該残余の額に相当する額の返還を命ずることができる。

(収支報告書等の保存及び閲覧)

第10条 議長は、第8条第1項及び第3項の規定により提出された収支報告書及び領収書等（以下「収支報告書等」という。）を、同条第2項又は第3項に規定する提出期限の日から起算して4年を経過する日まで保存しなければならない。

2 次の各号に掲げる者は、議長に対し、収支報告書等の閲覧を請求することができる。

(1) 寝屋川市の区域内に住所を有する者

(2) 寝屋川市の区域内に事務所又は事業所を有する個人又は法人

3 議長は、前項の規定による閲覧の請求があった場合において、当該請求に係る収支報告書等に寝屋川市情報公開条例（平成9年寝屋川市条例第9号）第6条第1項各号に掲げる情報が記録されているときは、当該情報が記録されている部分を除いた部分につき閲覧に供するものとする。

(透明性の確保)

第11条 議長は、収支報告書等について必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期すとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、政務活動費の交付に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成14年条例第17号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成16年条例第4号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の寝屋川市議会政務調査費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後における政務調査費の交付等について適用し、同日前の政務調査費の交付等については、なお従前の例による。

附 則(平成20年条例第21号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この条例による改正後の寝屋川市議会政務調査費の交付に関する条例第8条及び第10条の規定は、平成20年度以後の年度分の政務調査費について適用し、平成19年度以前の年度分の政務調査費については、なお従前の例による。

附 則(平成20年条例第23号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年条例第2号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この条例による改正後の寝屋川市議会政務調査費の交付に関する条例第4条第1項及び第5条第1項の規定は、平成24年度以後の年度分の政務調査費について適用し、平成23年度以前の年度分の政務調査費については、なお従前の例による。

附 則(平成25年条例第2号)

(施行期日)

- 1 この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）附則第1条ただし書に規定する規定の施行の日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この条例による改正後の寝屋川市議会政務活動費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付される政務活動費について適用し、同日前にこの条例による改正前の寝屋川市議会政務調査費の交付に関する条例の規定により交付された政務調査費については、なお従前の例による。

附 則(平成26年条例第13号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の寝屋川市議会政務活動費の交付に関する条例第4条第1項及び第5条第1項の規定は、この条例の施行の日以後に交付する政務活動費について適用し、同日前に交付した政務活動費については、なお従前の例による。

別表（第6条関係）

項 目	内 容
研究研修に係る経費	会派、会派に属する議員又は無会派議員（以下この表において「会派等」という。）が研究会・研修会を開催するために必要な経費若しくは他の団体等の開催する研究会・研修会に参加するために要する経費又は会派等が行う調査委託に要する経費
調査に係る経費	会派等が行う活動のために必要な先進地調査又は現地調査に要する経費
資料に係る経費	会派等が行う活動のために必要な資料の作成又は図書、資料等の購入に要する経費
広報・広聴に係る経費	会派等が行う活動及び寝屋川市の政策について市民に報告し若しくはPRするために要する経費又は市民からの市政若しくは会派等の活動に対する要望、意見の聴取、市民相談等の活動に要する経費
人件費等に係る経費	会派等が行う活動を補助する職員等を雇用する経費
事務所に係る経費	会派等が行う活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費又は事務用品等の購入等に要する経費
要請・陳情活動に係る経費	会派等が要請、陳情活動を行うために必要な経費
会議に係る経費	会派等が行う各種会議、団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派等としての参加に要する経費

○寝屋川市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則

平成13年 3 月 30 日

規則第21号

(趣旨)

第1条 この規則は、寝屋川市議会政務活動費の交付に関する条例(平成13年寝屋川市条例第15号。以下「条例」という。)第12条の規定に基づき、政務活動費の交付に関して必要な事項を定めるものとする。

(交付申請等)

第2条 政務活動費の交付を受けようとする条例第2条に規定する会派の代表者並びに会派個別交付議員及び無会派議員は、毎年度、市長に対し、議長を経由して政務活動費交付申請書を提出しなければならない。この場合において、申請した事項に異動が生じたときは、市長に対し、議長を経由して政務活動費交付変更申請書を提出しなければならない。

2 会派を解散したときは、当該会派の代表者であった者は、市長に対し、議長を経由して会派解散届を提出しなければならない。

(交付決定)

第3条 市長は、毎年度、前条第1項の規定により申請のあったときは、各会派又は会派個別交付議員若しくは無会派議員について交付すべき年間分の政務活動費の額を決定し、当該会派の代表者又は会派個別交付議員若しくは無会派議員に交付決定通知書により通知するものとする。

(交付請求)

第4条 前条の規定により通知を受けた会派の代表者又は会派個別交付議員若しくは無会派議員は、政務活動費の交付日の10日前までに、市長に対し、政務活動費交付請求書を提出しなければならない。

(収支報告書の写しの送付)

第5条 議長は、条例第8条第1項の規定により提出された収入及び支出の報告書の写しを市長に送付するものとする。

(会計帳簿の調製等)

第6条 政務活動費の交付を受けた会派の経理責任者又は会派個別交付議員若しくは無会派議員は、政務活動費の支出について会計帳簿を調製するとともに、領収書等の証拠書類を整理しなければならない。

(文書等の様式)

第7条 条例及びこの規則に定める文書等の様式は、議会事務局長が定める。

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成16年規則第15号)

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の寝屋川市議会政務調査費の交付に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後における政務調査費の交付等について適用し、同日前の政務調査費の交付等については、なお従前の例による。

附 則(平成20年規則第32号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この規則による改正後の寝屋川市議会政務調査費の交付に関する条例施行規則の規定は、平成20年度以後の年度分の政務調査費について適用し、平成19年度分以前の年度分の政務調査費については、なお従前の例による。

附 則(平成25年規則第2号)

(施行期日)

- 1 この規則は、寝屋川市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例（平成25年条例第2号。次項において「一部改正条例」という。）の施行の日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この規則による改正後の寝屋川市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則の規定は、一部改正条例の施行の日以後に交付される政務活動費に関わる手続その他の行為について適用し、同日前に一部改正条例による改正前の寝屋川市議会政務調査費の交付に関する条例（平成13年寝屋川市条例第15号）の規定により交付された政務調査費に関わる手続その他の行為については、なお従前の例による。